

東京23区に在住  
または通勤者が対象



# 岩手県 移住支援金

单身 移住で



60万円

世帯 移住で



100万円

子ども 一人につき



100万円  
を加算

## ①移住元要件

東京23区に在住、または東京圏（条件不利地域を除く）に在住して東京23区に通勤し、その期間が、直近1年以上かつ過去10年のうち通算5年以上。

## ②移住後要件

次のいずれかに該当。※住民票の異動を伴う移住に限ります

### 01 県内企業への就職

- ・岩手県移住支援金対象法人の対象求人で就業する
- ・内閣府のマッチング事業を利用して専門人材として就業する



### 02 テレワーカー

移住前の業務を引き続き岩手でテレワークで行う



### 03 起業する

起業支援金の交付決定を受けて起業する



### 04 関係人口

移住先の市町村が個別に定める要件に該当する



## ▼令和7年度中に移住した方

転入後1年以内は申請可能です。移住先の市町村にお問い合わせください。

## ▼本支援金の支給対象に該当しない県外在住の方

県外の在住期間が5年以上でかつ40歳未満の方は「いわて若者U・Iターン支援金」の支給対象となる可能性があります（新卒者は5年未満でも支援制度あり）。要件をご確認ください。

【お問合せ】 岩手県商工労働観光部  
定住推進・雇用労働室  
移住定住推進担当  
☎ 019-629-5587

【申請】 移住先市町村

各市町村窓口の連絡先や  
制度の詳細については  
こちらの岩手県ホームページから



# 要件に該当するか、まずはセルフチェック！

＼check!／

移住前の  
状況

- ①東京23区内に在住 又は
- ②東京圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県の条件不利地域以外）に在住し、東京23区内に通勤



移住前の  
10年間

- ①②の期間が、移住する直前の10年間のうち通算5年以上

移住前の  
直近1年間

- ①②の期間が、移住する直前に連続して1年以上

東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等に就職した方は、通学期間も対象期間として加算可能です。



3つすべてを  した場合

移住前の要件を満たしています。

移住後の要件も満たすと支給対象となる可能性があります。



移住先(または予定)の市町村にお問い合わせください。

住民票が異動する直前に東京圏に在住していることが要件であるため最初に住民票の異動を伴い転入した県内市町村だけが対象となります。

＼さらにcheck!／

18歳未満の子がいる世帯は子育て加算の対象となります。



18歳未満の子ども +100万円  
1人につき

※このチェックフローは簡易版であり、支給対象者であることを保証するものではありません。  
※支給対象となるかは、岩手県ホームページや移住先市町村窓口などでご確認ください。

## よくあるご質問 Q&A



### Q1 申請のタイミングを教えてください

- A 移住（転入）後 **1年以内** に、移住先の各市町村担当課へ申請してください。  
※市町村によっては、移住後や就業後（支給の要件となる）から申請できるまで3カ月の期間を定めているところがあります

### Q2 支給対象となる「テレワーク」の要件を教えてください

- A ①所属先からの命令ではなく、本人の意思による移住であること  
②移住先で生活しながら、移住前の仕事を引き続き行うこと  
③テレワークにより勤務し（原則として恒常的に通勤しない）かつ **週20時間以上テレワークを実施** すること等が要件です。

### Q3 支給対象となる「関係人口」の要件を教えてください

- A 市町村や地域の人々との関わりを有する方（関係人口）のうち、移住先の市町村が個別に定める要件に該当する方が対象となります。具体的な要件は市町村にお問い合わせください。

### Q4 「いわて若者U・Iターン支援金」と重複受給はできますか？

- A できません。

### Q5 岩手県のすべての市町村が実施していますか？

- A 県内32市町村で実施しています。詳細は岩手県ホームページ（表面二次元コード）をご確認ください。

以下に該当する場合、支給された額の全額または半額を返還しなければなりません

全額返還：①虚偽の申請等をした場合

②移住支援金の申請日から3年未満に支給市町村から転出した場合

③移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合

④起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

半額返還：移住支援金の申請日から3年以上5年以内に支給市町村から転出した場合

